

# 令和 3 年度

## 第 1 回 川口市産業労働行政審議会

### 資 料

日時 令和 3 年 6 月 29 日 (火) 午後 2 時

場所 川口総合文化センター リリア 11 階 大会議室

# 川口市産業労働行政審議会

次 第

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 挨 捶

4 会長・副会長の互選

5 議 題

(1) 川口市地域貢献事業者選考部会の設置について

6 報告事項について

(1) 川口市産業振興指針実施計画の中間評価について

(2) 「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2021」<sup>にいまるにいいち</sup>の開催について

(3) 令和3年度新規事業について

(4) 令和3年度労働施策について

(5) 「川口市市産品フェア2021」<sup>にいまるにいいち</sup>の開催について

(6) プレミアム付き商品券発行支援事業について

7 そ の 他

8 閉 会

## 議題（1） 川口市地域貢献事業者選考部会の設置について

### ○事業の内容について

#### 1 目的

- (1) 地域貢献活動を実施している中小企業を、「まちづくり」に貢献する事業者として公的に認定し、地域、市民、顧客、取引先及び金融機関等からの信用力を向上させることで、事業経営の向上につなげる。
- (2) 中小企業、市民及び行政が協働のまちづくりを行っていくことで、様々な社会的課題の解決と産業及び地域社会の発展に寄与する。

#### 2 認定の対象となる事業者

社会的課題の解決に向けた取り組みを実施している事業者かつ地域貢献活動が事業経営の向上につながることを認識している事業者。

- (1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法に規定する農業協同組合
- (4) 商店街（任意商店街も含む）
- (5) その他市長が認めた者

#### 3 認定期間 3年（更新3年）

#### 4 支援策等

- (1) 認定、表彰及び認定事業者PR支援
- (2) 認定事業者の特典
  - ア 地域貢献事業者資金融資制度
  - イ 商店街、製造業が実施する地域コミュニティ活動に対する補助制度
  - ウ 事業所税相当額の一部を補助  
(認定期間（更新は含まず） 1回限り 1事業者あたり10万円)
  - エ 展示会等出展事業助成金〔公益財団法人川口産業振興公社〕  
(限度額30万円→40万円)
  - オ 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）

## ○選考部会の設置について

### 1 審議事項について

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱第6条の規定による。

(審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会に諮問するものとする。

### 2 部会の設置について

川口市産業労働行政審議会条例第8条の規定による。

(部会)

第8条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。

## ○今後のスケジュールについて

- ・7月中 応募事業者へのヒアリング
- ・8月下旬 地域貢献事業者選考部会
- ・9月下旬 第2回産業労働行政審議会
- ・11月中旬 認定式（予定）

# 川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

## （認定対象者）

第2条 認定を受けることができる者は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（以下「事業者等」という。）とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- (3) その他市長が認めた者

## （申請要件）

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でなければならない。

- (1) 別表に該当する事業者等でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していないこと。

## （募集方法）

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

## （申請方法）

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の取り組みチェックリスト
- (3) 様式第3号の目標設定シート
- (4) 様式第4号の宣言書
- (5) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (6) 許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 法人にあっては、労働保険、個人にあっては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (8) 過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し、個人にあっては、確定申告書（控え）の写し（税務署受付印のあるもの）又は国税電子申告納税システム（e-Tax）により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し
- (9) 様式第5号の納税確認のための同意書
- (10) 事業内容に関する資料（パンフレット等）
- (11) その他市長が必要と認める書類

#### (審査及び認定等)

- 第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。
- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

#### (認定内容の変更)

- 第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号の認定事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- (2) 目標設定シートの変更が必要な事由が発生したとき。
- (3) その他申請書類等に変更が生じたとき。

#### (認定の取消し)

- 第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。
- (1) 第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- (4) その他取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。

#### (認定の辞退)

- 第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第7号の届出書により、市長にその旨を届け出なければならない。

#### (認定の期間)

- 第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。
- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

#### (認定の更新)

- 第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第3号の目標設定シート
- (3) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (4) 許可、認可又は免許を要する業にあっては当該書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

#### (公表等)

- 第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。
- 2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定プレートを事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(認定事業者の表彰)

第14条 市は、認定事業者が前条第1号及び第2号の規定による役割を行っていると認められる場合は、1回に限り表彰を行うものとする。

- 2 表彰は、被表彰者に対し報奨金10万円を贈呈してこれを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 川口市産業労働行政審議会条例

平成31年3月18日条例第38号

(設置)

**第1条** 産業振興に関する諸施策の推進及び本市産業における労使関係を安定化し、生産性向上することによる労働関係諸施策の推進を図るため、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市内産業の経営基盤の強化、販路の拡大等の産業振興施策に関する重要事項
- (2) 労使問題に関する重要事項及び雇用の安定の確保等の労働関係施策に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 産業関係団体を代表する者
- (3) 勤労者を代表する者

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(部会)

**第8条** 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(関係者の出席及び資料の提出)

**第9条** 審議会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(川口市商工行政審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 川口市商工行政審議会条例（昭和53年条例第61号）
  - (2) 川口市労政協議会条例（平成9年条例第31号）  
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
(次のように略)

## 川口市産業労働行政審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川口市産業労働行政審議会条例（平成31年条例第38号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員の定数の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験者 5人以内
- (2) 産業関係団体を代表する者 10人以内
- (3) 勤労者を代表する者 5人以内

### (部会の設置等)

第3条 条例第8条の規定による部会の設置及び調査審議事項は、審議会の議決により定める。

### (会議録の作成)

第4条 会長及び部会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、会長にあっては、必要に応じて市長に報告するものとする。

2 会議録には、会長又は部会長及びその指名する出席委員1人が署名しなければならない。

### (答申等)

第5条 審議会は、市長の諮問に対する答申又は意見の具申をする場合において、特に必要があると認めるときは、審議過程における参考意見、附帯意見その他行政執行上配慮すべき事項を答申書又は意見書に併記するものとする。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 報告事項（1） 川口市産業振興指針実施計画の中間評価について

### 1 概 要

川口市産業振興指針実施計画は、平成30年に改訂した川口市産業振興指針で示した9つの基本方針、22の重点プロジェクトに基づき、具体的な実施事業を明らかにしたものである。この実施計画は、計画期間は「2018年度～2025年度」までの8年間とし、前期4年間を「2018年度～2021年度」、後期4年間を「2022年度～2025年度」とし、年次ごとに評価を行うこととしている。

今年度は、前期実施計画最終年度であり、市内企業の方々等の意見を伺いながら中間評価を実施する。

### 2 基本方針・重点プロジェクトに基づく実施事業について

#### （1）新規・拡充の実施事業の取り組み状況

実施計画の策定時に設定した新規・拡充の実施事業については、実施時期を「2年以内に取り組むもの」「3年以内に取り組むもの」に目標設定し、次のとおりすべての実施事業で目標を達成している。

実施事業	目標年次	実施年度	進捗	備考
市街化調整区域の産業的活用の検討	3年度以内	2019年	1年前倒し達成	
土地バンク事業（拡充）	2年度以内	2018年	達成	広報手段の拡充
市内企業アンケート調査	2年度以内	2019年	達成	
テーマ型交流会の開催	2年度以内	2019年	達成	
女性創業者育成セミナー	2年度以内	2018年	達成	
映画祭関連事業（拡充）	2年度以内	2018年	達成	15周年記念 映画製作
技能検定等受験手数料助成金（拡充）	2年度以内	2018年	達成	国家資格の介護福祉士を追加
勤労C福利厚生制度（拡充）	2年度以内	2018年	達成	チケット枚数倍増 人間ドック補助金の対象年齢撤廃
勤労C特定退職金共済制度（拡充）	2年度以内	2019年	達成	会員数増加
地域経済応援ポイント事業	2年度以内	2018年	達成	
地域物産館の管理・運営	2年度以内	2018年	達成	

## (2) 既存の実施事業の評価について

2020年度の実施事業について、評価・検証を行ったところ、次年度以降の方針について、次のとおりである。なお、事業を縮小して実施するとしたものについては、早急に対応策を講じるとともに、事業者ニーズに合わない場合は廃止を含め検討する。拡充・現状維持とした事業についても、改善に取り組むものとする。

拡充	3件 (4.1%)
現状維持	60件 (82.2%)
効率化	1件 (1.4%)
縮小	3件 (4.1%)
廃止済	6件 (8.2%)

## 3 進捗管理における評価基準の指標の達成状況について

### (1) 基本方針における評価基準（数値目標）の達成状況【資料1】

9つの基本方針における評価基準の指標を設定する（総合計画の指標と同様）ことで、実施事業の影響について把握し、各施策の評価・検証に繋げるもの。

計画3年度目において、10の指標のうち、3つの項目で2019年度の数値で目標を達成している。また、3つの項目については、国の統計調査によるもので新たな調査結果が公表されていないため、把握できていない。

### (2) 重点プロジェクトにおける評価基準（数値目標）の達成状況【資料2】

22の重点プロジェクトにおける評価基準の指標を設定する（総合戦略の指標と同様）ことで、実施事業の影響について把握し、各プロジェクトの評価・検証に繋げるもの。

計画3年度目において、8の指標のうち、3つの項目で2020年度までの目標値を達成している。未達成の指標については、検証を行い必要な施策を検討、実施していくこととする。

## 4 今後のスケジュール

- (1) 7月～10月：後期実施計画における新規・拡充・廃止事業等の検討
- (2) 11月～1月：後期実施計画（案）策定
- (3) 2月：第3回川口市産業労働行政審議会にて後期実施計画（案）の提示
- (4) 3月：後期実施計画策定

## 基本方針における評価基準(数値目標)

指標	総合計画策定時の基準値		2018年度		2019年度		2020年度		目標値 進捗
	現状(2017年度) (2015年度)	23.8% 27.2%	25.1%	—	27.0%	—	—	現状値を 上回る	
第5次川口市総合計画における「地域経済基盤づくり」の施策の推進が図られていると感じる人の割合 【民意調査】	197,215人 (2014年経済センサス基礎調査)	—	—	—	—	—	—	全国における伸び率を上回る	未達成
市内事業所の従業者数 【経済センサス】 ※公務を除く民営事業所従業員数	197,215人 (2014年経済センサス基礎調査)	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	全国における伸び率を上回る	—
市内総生産額 【埼玉の市町村民経済計算】	1,337,663百万円 (2012年度)	1,389,208百万円 (2016年度)	1,424,522百万円 (2017年度)	1,436,742百万円 (2018年度)	1,436,742百万円 (2018年度)	1,436,742百万円 (2018年度)	1,436,742百万円 (2018年度)	県内市町村における伸び率を上回る	未達成
「活力ある工業等の振興」の施策の人割合 【民意調査】	1,347,172百万円 (2014年度)	市内 3.1% 県内 3.6%	市内 3.1% 県内 3.6%	市内 5.7% 県内 6.7%	市内 5.7% 県内 6.7%	市内 5.7% 県内 6.7%	市内 5.7% 県内 6.7%	6.6% 7.3%	県内市町村における伸び率を上回る
従業者数(製造業) 【工業統計調査】	31.4% (2015年度)	29.9%	32.8%	—	—	—	—	現状値を 上回る	達成
製造品出荷額 【工業統計調査】	32.5%  22,242人 (2013年)	22,866人 (2017年)	23,144人 (2018年)	—	—	—	—	全国における伸び率を上回る	未達成
第5次川口市総合計画における「活気ある商業の振興」の施策の推進が図られていると感じる人の割合 【民意調査】	23,110人 (2016年)	市内 -1.1% 全国 1.7%	市内 0.1% 全国 2.7%	市内 0.1% 全国 2.7%	市内 0.1% 全国 2.7%	市内 0.1% 全国 2.7%	市内 0.1% 全国 2.7%	全国における伸び率を上回る	未達成
従業者数(卸売業、小売業) 【商業統計調査】	43,933.8/3万円 (2013年)	49,500,607万円 (2017年実績)	53,281,288万円 (2018年実績)	—	—	—	—	全国における伸び率を上回る	達成
年間商品販売額 【商業統計調査】	46,648,670万円 (2016年)	市内 6.1% 全国 5.6%	市内 6.1% 全国 5.6%	市内 14.2% 全国 9.8%	市内 14.2% 全国 9.8%	市内 14.2% 全国 9.8%	市内 14.2% 全国 9.8%	現状値を 上回る	未達成
第5次川口市総合計画における「活気ある商業の振興」の施策の推進が図られていると感じる人の割合 【民意調査】	59.1% (2015年度)	61.2%	59.3%	—	—	—	—	現状値を 上回る	未達成
従業者数(卸売業、小売業) 【商業統計調査】	26,913人 (2014年商業統計調査)	—	—	—	—	—	—	全国における伸び率を上回る	—
年間商品販売額 【商業統計調査】	30,842人 (2016年経済センサス活動調査)	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	市内 — 全国 —	全国における伸び率を上回る	—
第5次川口市総合計画における「地域資源の活用」の施策の推進が図られていると感じる人の割合 【民意調査】	1,122,968百万円 (2016年経済センサス活動調査)	—	—	—	—	—	—	全国における伸び率を上回る	—
	30.9% (2015年度)	28.0%	31.2%	—	—	—	—	現状値を 上回る	達成
	30.2%								

## 重点プロジェクトにおける評価基準(数値目標)

資料2

指標	総合戦略策定時の基準値 現状(2017年度)の数値	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度 目標値	進捗
市產品展示会出展企業商談率	84% (2015年度) 56%	34%	71%	79%	90%	未達成
市產品展示会出展企業売上高	2015年度事業開始 1.03%向上	3.6%向上	4.43%向上	3.67%向上	3%向上	達成
市保有土地の事業者への売却件数	2016年度事業開始 3件(累計)	5件 (累計)	7件 (累計)	7件 (累計)	5件以上	達成
地域リノベーション実施商店街の集客率	722人 1.8%向上(735人)	34.5%向上 (971人)	27.4%向上 (920人)	27.4%向上 (920人)	15%向上	達成
地域リノベーションによる商店街空き店舗活用事業補助件数	2016年度事業開始 4件(累計)	6件 (累計)	7件 (累計)	9件 (累計)	10件以上	未達成
合同企業面接会等への参加企業の就職決定者数	8名 —	8名	19名	0名	25名以上	未達成
埼玉県認定「多様な働き方実践企業」認定企業数	4社 —	—	29社	24社	17社	21社以上 未達成
SKIPシティ未利用地の利用地方針の策定	2017年度事業開始 —	新たな利活用案について協議	新たな利活用案について協議	SKIPシティ利活用庁内検討委員会を設置し、協議	策定	未達成

※当初、川口市総合戦略の計画期間に整合させ2019年度目標値としていたが、総合戦略が1年延伸したことにより、目標値も2020年度までとする。

## 報告事項（2） 「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2021」の開催について

### 1 趣 旨

本映画祭は、デジタルシネマをテーマとする世界で初めての国際映画祭で、平成16年から毎年開催し、今年で18回目を迎えます。

世界からデジタルの新たな表現の可能性を感じる作品を公募してノミネート作品を上映、さらに優秀作品を顕彰することで、次代を担うクリエイターを発掘するとともに、映像関連産業の発展に寄与することを目的として開催するものです。

この映画祭で入賞あるいはノミネートされた作品が海外の国際映画祭で上映され、優秀な成績を収める方や、国内の映画館で上映される作品など着実に成果を挙げており、今や世界中の映画関係者が注目する映画祭となっています。

2 開催時期 令和3年9月25日(土)～10月3日(日)の9日間

3 開催方式 スクリーン上映・オンライン配信で検討中

4 主な内容（※内容は、急遽変更になる場合がございます。）

- (1) 国際コンペティション（国内作品を含む長編作品）
- (2) 国内コンペティション（長編部門及び短編部門の2部門）

5 SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2021プレイベント

(1) 開催時期 令和3年7月4日(日)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)の5日間

(2) 開催場所 SKIPシティ 映像ホール

(3) 開催内容 映画祭2020にノミネートした全24作品の上映

(4) チケット 令和3年6月25日(金)からオンライン販売開始  
1作品600円(前売券、当日券ともに同料金)

(5) その他 新型コロナウィルス感染症の影響により開催を中止する場合がございます。詳しくは、映画祭ホームページをご確認ください。

# 報告事項 3 令和 3 年度 新規事業について

## 1. 川口市DX推進補助金

デジタル化・DXの推進にあたり資金面で課題を抱える事業者を支援するため、システムや設備の導入等の際に他の補助金に上乗せする形で補助金を支給するもの

### 対象

国又は市の補助金を受け、製造工程の自動化、業務の効率化、非接触型の商取引の推進の為のシステムや設備の導入（又はそれに伴う改修工事）

### 補助率・補助上限金額

システム導入等に要した自己負担額の1/2・上限100万円（※）  
(※ 市内事業者を活用し改修工事を実施した場合の補助上限金額は150万円)

### 予算額

4,000万円

### 受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日

## 2. 飲食店売上向上支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う休業・時短要請等により大きく影響を受けた飲食店に対し、時代の変化への対応力の向上、共に成長していくためのネットワークづくりを支援するもの

### 事業内容

- ① 飲食店向けセミナー（7・8月 計4回 各40名定員）
- ② 飲食店支援サポート活動（9月～3月 対象は10～15店舗）
- ③ 飲食店向けの情報発信（隨時実施）

## 3. 女性の活躍・創業支援事業

女性の多様な働き方の選択肢の一つとして起業に焦点をあて、起業に踏み切れない女性や起業を目指す女性の3支援・ネットワークづくりを行うもの（埼玉県ふるさと創造資金 採択事業）

### 事業内容

- ① セミナー・トークカフェの開催
  - ▶ やりたいことを見つける、育児と仕事の両立、市内女性起業家との交流
- ② 3年先の夢を叶える 女性のための起業講座（全4回）
  - ▶ お金の話、ビジネスプラン、チラシづくり 等
- ③ 各種イベントでのお試し出店
  - ▶ 市產品フェア、市役所マルシェ 等



# 報告事項 4 令和3年度 労働施策について

## 1. テレワーク導入支援補助金

働き方改革推進のための業務の効率化及び女性の雇用促進のため、市内中小企業者がテレワーク環境の構築に要する経費に対して補助金を支給するもの

### 対象

パソコン・タブレット・コミュニケーションツール等の備品購入費、導入システムの設計・構築・保守に係る業務委託料  
上記機器・ソフトウェア等の賃借料・使用料

### 補助率・補助上限金額

テレワーク導入に要した経費の1/2・上限20万円

### 予算額

200万円

### 受付期間

令和3年5月1日から令和4年1月31日

## 2. インターンシップ支援補助金

就業体験を通じて、求職者の職業選択能力及び就業意識の向上、並びに事業者的人材確保を図るため、市内事業者がインターンシップを実施した際、実習生の受け入れに要する経費に対して、補助金を支給するもの

### 対象

交通費、保険料、報酬、事業経費等

### 補助率・補助上限金額

インターンシップに要する経費の1/2  
実習生1人につき、上限1万円

### 予算額

30万円

### 受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日

### 3. 技能検定受検手数料助成金

従業員等の能力開発・資格取得を促進するため、技能検定等に合格した従業員等を有する市内事業者に対して、受検手数料を助成するもの

#### 対象

各都道府県職業能力開発協会が行う技能検定 130 種  
市が選定した国家資格（建築士、土木施工管理技士等） 13 種

#### ◆拡充した資格

I P A （情報処理推進機構）が実施するIT試験（国家資格） 13 種  
フォークリフト運転技能者講習

#### 補助率・補助上限金額

技能検定・国家資格：受検（受験）手数料の全額  
フォークリフト運転技能者講習：講習受講料の半額（100円未満切り捨て。上限1万円）

#### 予算額

213万円

### 4. かわぐち合同企業面接会

新規学卒者等とその採用を予定している市内事業者との合同企業面接会を実施することにより、市内企業の人材確保を図り、市内産業の活性化を促進するもの

#### 事業内容

市内企業と求職者の面接会  
就活相談コーナー  
資料コーナー

#### ◆拡充した内容

求職者を対象とした就職応援セミナー  
参加企業プレゼンテーション

#### 予算額

662万5千円

#### 開催日

令和3年8月下旬

# 報告事項（5）「川口市市産品フェア 2021」の開催について

## 1 趣旨

「川口ブランド」といえる市内企業で製造・生産された「市産品」や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを広くPRすることで、市内中小企業の振興と地域経済活性化の一助になるものと考え、川口商工会議所や鳩ヶ谷商工会をはじめ、市内の産業支援機関や業種団体、金融機関と連携し、市産品を一堂に集めた展示会など、市内外の企業や市民、近隣自治体にPRし、市内企業の受注機会と販路の拡大を図るために開催するものです。

2 開催時期 令和3年11月12日（金）～14日（日）の3日間

3 会 場 SKIPシティA街区内地盤及びB・C街区

## 4 実施内容

- (1) 市産品展示会
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策製品特設展示コーナー
- (3) 緑化産業・飲食店舗コーナー
- (4) 産業団体等紹介コーナー
- (5) 障害者施設產品コーナー
- (6) 受発注企業商談会
- (7) 出展者プレゼンテーション（WEB）
- (8) ビジネスマッチング

※昨年に引き続き、会場内の消毒液や入場ゲートの設置、検温や入場制限の随時実施など、政府の指針に沿った形で感染対策を行います。

また、実施内容につきましては感染状況により変更など生じる場合がございます。

## 5 昨年度からの主な変更点

- (1) 例年通りコーディネーターを活用し、取引先となりうる企業を招待するビジネスマッチングを実施することに加え、会期中の来場が難しい企業とのオンライン商談の比重を昨年度以上に増やすことで、出展者の販路拡大を促進する。
- (2) 飲食産業支援として、フェアに出店する飲食店の、通年活用できるPRチラシを作成する。

6 交 通 川口駅・鳩ヶ谷駅より無料直通バス運行

7 主 催 川口市・川口市市産品フェア実行委員会

## 報告事項（6）

### プレミアム付き商品券発行支援事業について

#### 1 概要

- (1) 愛称 “元気” 川口商品券
- (2) 発行団体 元気川口商品券実行委員会  
(川口商工会議所、鳩ヶ谷商工会、川口市商店街連合会)
- (3) 発行総額 24億円（プレミアム分を含む）
- (4) 申込期間 令和3年 7月 1日（木）～令和3年 8月 4日（水）
- (5) 発売日 令和3年10月25日（月）～令和3年11月中旬  
・コンビニエンスストア払込用紙での入金確認後、郵送にて商品券を発送
- (6) 有効期間 令和3年12月1日（水）～令和4年 5月31日（火）
- (7) 発行冊数 20万冊  
・専用券（大型店を除く） 10万冊（30%プレミアム）  
額面1枚500円の商品券26枚綴り  
・共通券（大型店利用可能） 10万冊（10%プレミアム）  
額面1枚500円の商品券22枚綴り
- (8) 販売方法 予約販売（インターネット、専用応募ハガキ）  
・共通券と専用券をセット（2万円）で販売  
・1人あたり3セット（6万円）を上限とし、1世帯につき3人まで申し込み可能

#### 2 補助の内訳

プレミアム分補助	400,000千円
金融機関手数料分補助	34,760千円
事務経費分補助	83,518千円
合計	518,278千円